

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年5月2日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 入札執行者

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター長 田中 伸佳

2 担当部局

〒417-8550 静岡県富士市大淵2590-1

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター

電話番号 0545-35-5190

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第7号

(2) 業務名

令和7年度 樹木等管理業務

(3) 業務場所

富士市大淵2590-1 地内

富士市大淵2586-3 地内

(4) 業務概要

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター及び静岡県富士インキュベートセンターの樹木等管理

(5) 業務期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における建設工事入札参加資格（造園工事）を有している者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係がある造園施工管理技士（1級）を1名以上有している者であること。

(4) 富士市、富士宮市、静岡市、沼津市又は裾野市に本社又は本社から委任された営業所のある者であること。

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体。

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者。

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者。

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる事項を確認できる書類を次により提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 建設工事入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 従事する一級技術者に係る証明書類の写し

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年5月28日（水） 午前10時30分

(2) 入札の場所

富士市大淵2590－1 静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター

(3) 入札方法

総価による。郵送または電送による入札は認めない。入札金額は入札説明書に記載する入札書に記載された金額に対する落札価格の取り扱いを確認のうえ算出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター総務担当（電話 0545－35－5190）とする。

(3) 現場説明会は行わない。

(4) 落札者は、本契約を締結するに当たり、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

(5) 詳細は入札説明書による。